

## 令和3年度 美馬市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1. 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、美馬市が障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、障がい者就労施設等の受注の機会の増大を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者等の自立の促進に資することを目的とする。

### 2. 方針の適用範囲

この調達方針は、本市の全部局に適用する。

### 3. 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所、施設等とする。

### 4. 調達する物品等

市が障がい者就労施設等から調達する物品等は以下のとおりとする。

- (1) 消耗品、食料品、その他障がい者就労施設等が提供することが可能な物品
- (2) 印刷、クリーニング、清掃・施設管理、その他障がい者就労施設等が提供することが可能な役務

### 5. 物品等の調達目標

令和3年度においては金1,470,000円を目標として設定し、それを上回るよう努める。

### 6. 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等への発注に関して、障がい者就労施設等が提供することができる物品等を確認のうえ、庁内各部局へ情報提供し、予算の適正な執行に配慮しつつ可能なかぎり障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。
- (2) 生産能力や納期の関係で単独の障がい福祉サービス事業所では需要に応じることができない場合は、共同受注窓口を極力活用するものとする。

### 7. 調達実績の取りまとめ

調達実績については、法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、ホームページ等で公表するものとする。

### 8. その他

物品、役務の契約にあたっては美馬市財務規則の定めによることとする。